

京都市外国籍市民施策懇話会

2007（平成19）年度報告書

2008（平成20）年3月

京都市外国籍市民施策懇話会

目 次

1	会議開催状況	1
2	調査・審議内容，提言	
	第1回会議	1
	第2回会議	2
	第3回会議	3
	第4回会議	4
3	京都市国際化推進プラン（仮称）に対する 京都市外国籍市民施策懇話会からの意見	6
4	委員の感想	7
5	資料	
	京都市外国籍市民施策懇話会設置要綱	10
	京都市外国籍市民施策懇話会第5期委員名簿	11

1 会議開催状況

	日 時	場 所	内 容
第 1 回 会議	平成 19 年 6 月 15 日 (金) 午後 2 時から午後 5 時まで	京都産業会 館	・多文化共生のための地域づ くりについて
第 2 回 会議	平成 19 年 8 月 10 日 (金) 午後 2 時から午後 5 時まで	京都市国際 交流会館	・京都市国際化推進プラン (仮称)に対する意見につい て
第 3 回 会議	平成 19 年 12 月 19 日 (水) 午後 2 時から午後 5 時まで	京都市国際 交流会館	・教育に関する問題について
第 4 回 会議	平成 20 年 2 月 26 日 (火) 午後 2 時から午後 5 時 30 分 まで	京都市国際 交流会館	・教育に関する問題について ・平成 19 年度報告内容につ いて

2 調査・審議内容，提言

(1) 第 1 回会議

議題 「多文化共生のための地域づくりについて」

京都市には，市全体の人口の約 3 % に当たる約 4 万 2 千人の外国籍市民が暮らしています。外国籍市民は，日常生活を送る上で，言葉の問題やコミュニケーションの問題をはじめ，様々な問題を抱えています。

言葉や習慣，文化的背景の異なる外国籍市民が，日本籍市民と同様に安心して快適に暮らせるためには，地域における支援体制の整備と外国籍市民が活動しやすい環境づくりが重要です。

第 1 回会議では，「多文化共生社会」の実現に向けた体制づくりと，外国籍市民に対する情報提供・コミュニケーション支援の充実について議論しました。

委員の主な意見

外国籍市民と，行政や企業，学校等の機関とをつなぐ「多文化共生コミュニティワーカー」の存在を地域の仕組みとして作り，連携や協働を促進していく必要がある。

市内各所に国際交流協会のような，外国籍市民と行政，企業，大学，NPO 等を結びつける役割を果たす機関があればよい。

外国籍市民に関する問題全般に精通した人材の育成に努めるべきだ。

国際交流協会は外国籍市民のための生活相談や日本語教室など多くの取組を行っているが，不就学の外国籍児童とその保護者など，国際交流会館に足を運ばないであろう外国籍市民をサポートする役割を担う存在も必要である。

「多文化共生」を実現するために必要なことは，まず，日本人が外国籍市民を同じ日本人として受け入れることであり，多文化共生社会の実現に向けての一番の課題は，日本人の外国籍市民に対する意識の変革だ。

市内を走る交通機関に「京都に外国人がいてよかった」というようなキャッチフレーズを貼り付けたり，回覧板に外国籍市民に対する情報を掲載したり，目に見える形での市民一人一人に対する啓発活動を行ってほしい。

現在，外国人向けに様々な情報が提供されているが，多言語情報の充実や情報伝達の方法など，まだ工夫が必要である。

外国人同士のネットワークづくりに加えて、文化交流イベントの開催など、交流の機会を増やしてほしい。

京都市では、行政情報や生活情報の多言語化や、(財)京都市国際交流協会における各種相談事業や日本語及び日本の習慣についての学習機会の提供など、言葉や生活習慣の異なる外国籍市民が安心して暮らせるための取組を進めているところですが、外国籍市民の中には十分な情報と支援が行き渡らず、依然として多くの困難を抱えておられる方がいます。一方、日本籍市民の多文化共生社会に対する意識も十分浸透しているとは言えません。

このような問題を解決するためには、外国籍市民にとってより身近な地域において支援する仕組みをつくることや、日本籍市民側の意識を高めることが求められています。

こうしたことから、次の提言を行います。

提言

多文化共生を推進するため、民間団体との連携を進めるとともに、外国籍市民と行政、学校、企業等の各機関をつなぎ、サポートする人材の育成に努めること。

民間団体との連携や既存の公共施設の活用等により、外国籍市民の支援や多文化交流を行う地域拠点の整備に努めること。

市の広報誌等への外国籍市民の意見の掲載などを通じて、市民の外国籍市民に対する理解を深め、同じ市民として共に生きる意識を育てる啓発を行うとともに、外国籍市民が自国の文化や習慣を紹介し、相互理解を深めることのできる機会の拡充に努めること。

(2) 第2回会議

議題 「京都市国際化推進プラン(仮称)に対する意見について

京都市では、平成9年11月に「京都市国際化推進大綱」を策定し、すべての市民が国籍や文化の違いを超えて、お互いを理解し、尊重し合う「多文化共生社会」を実現するため、様々な施策に取り組んできました。

しかし、大綱策定から10年が経過し、近年、新たに市内に定住する外国人の増加をはじめ、本市の外国籍市民を取り巻く状況が大きく変化してきています。

このような変化に適切に対応するため、京都市では、現在、今後の国際化推進の基本的指針となる「京都市国際化推進プラン(仮称)」の策定を進めています。

第2回会議では、このプランに対して懇話会からも意見を提出するため、新しいプランで考慮すべきことや対応すべき取組などについて議論しました。

委員の主な意見

日本国籍取得者の増加や、日本人との国際結婚によって生まれた子どもの増加などによって、国籍上は日本人であるが、外国にルーツを持つ人々が増えてきており、そのような人々も含めて外国人施策を検討するべきだ。

日本の植民地政策の結果日本に住むことになった在日韓国・朝鮮人と、戦後新たに来日した外国籍市民では、置かれる状況が異なるので、その歴史的経過や抱える問題の違いを正しく認識し、それぞれに合った施策を行っていくべきだ。

平成4年に策定された「京都市立学校外国人教育方針」の改定が必要だ。現行の外国人教育方針は、在日コリアンの問題を中心に扱っているが、新たに来日した児童・生徒への教育に関する取組も含めた外国人教育方針にする必要がある。

新しいプランでは、国際人権規約や子どもの権利条約、人種差別撤廃条約など、外国人の人権について規定した国際条約の理念を市の施策に生かしていくことを明らかにするべきである。

地方公務員の国籍要件の更なる緩和、外国籍市民が審議会の委員に就任できることの周知徹底、地方参政権の付与など、外国籍市民の地方自治への参加を一層進めるべきである。

国際化の推進体制について、どこが担い手となってどういう形で進めていくのか、行政の各セクションやNPO、大学、企業等、それぞれが果たすべき役割を明確にし、その連携やネットワークを強化していかなければならない。

母国の文化や言葉を紹介する「多文化共生大使」を作ったり、京都に長く住み生活に慣れた外国人が、新たに来日した外国人をサポートするボランティアバンクを設置したりして、外国籍市民をもっと活用してほしい。

第2回会議でとりまとめられた意見は、懇話会を代表して水野直樹座長が、9月5日の京都市国際化推進プラン（仮称）策定委員会多文化共生部会第2回会議において報告しました。

懇話会からの意見については、6ページを参照。

（3）第3回会議

議題：教育に関する問題について

現在、京都市立小・中学校には、1,250人ほどの外国籍の児童・生徒が在籍しています。また、京都市内には、4つの民族学校を含む6つの外国人学校があります。さらに、外国籍者の日本国籍取得の増加と、日本人との国際結婚の増加に伴って、国籍は日本であっても外国にルーツを持つ児童・生徒が増えてきています。

第3回会議では、民族学校に対する支援の充実や、市立学校における民族教育・多文化共生教育の充実など、在日コリアンに対する教育の問題を中心に議論しました。

委員の主な意見

民族学校は学校教育法上の各種学校扱いで、私学への助成金を受けることができないなど、様々な面で公立学校・私立学校との差が存在しており、学校運営が困難な状況にある。国庫からの補助が変わらないのであれば、京都府や京都市の助成金を増額するなど、支援を行ってほしい。

定期健康診断と健康保全のための事業、日本スポーツ振興センターの災害共

済給付制度への加入，学校給食の実施など，日本人の学校と同様に行えるように，民族学校に対しても支援してほしい。

日本国籍取得者の増加と，日本国籍者との国際結婚による二重国籍の子どもの増加という変化に合わせて，外国人教育の対象を，「父母または祖父母が外国にルーツを持つ日本籍児童・生徒」にまで拡大するべきである。

多文化共生教育としての国際理解クラブ等を，できるだけ多くの学校で積極的に設置してほしい。

外国籍の教員や生徒が本名を使用しやすい環境づくりに努めてほしい。

「京都市立学校外国人教育方針」は，外国人児童・生徒の多様化に合わせて内容の追加を行ってほしい。

外国人教育担当，国際理解教育担当，英語教育担当間の交流・連携の仕組みづくりが必要である。

国際理解教育を英語だけに限定するのではなく，様々な国の言語や文化に関する教育に力を入れてほしい。

「京都市立学校外国人教育方針」の中に，「地域の特性に合った国際理解の活動を進める」というような記載をしてほしい。

「出入国管理及び難民認定法」改正に伴う新しい入国審査手続きは，長年日本に住む永住者に対しても指紋押捺と顔写真撮影を義務づけたものであり，京都市は政府に対し，制度の廃止を申し入れするべきである。

海外への修学旅行の際，外国籍の生徒だけ別室に呼んで指紋押捺・顔写真撮影するというのは人権侵害であり，学校や校長がその身分を保障して免除するという仕組みにするべきだ。

(4) 第4回会議

議題：教育に関する問題について

第3回に引き続き，教育に関する問題について審議しました。今回は特に，新たに市内に定住する外国人の子どもに対する日本語指導をはじめとする教育の問題と，市内の公立学校における多文化共生教育の取組について議論しました。

また，今年度審議した内容を振り返り，懇話会から報告する内容について意見交換を行いました。

委員の主な意見

不就学児童を出さないよう，実態把握を行うとともに，外国籍市民を雇用する企業にも協力してもらうことが必要だ。

日本語指導の必要な児童・生徒の進路状況の調査を行い，進学した児童・生徒の傾向をとりまとめて，今後の指導の参考にするほか，多言語での進路ガイダンスを小学校時から実施するなど，進学率の向上に努めてほしい。

市内の高校で行われている外国籍者の特別選抜入試枠について，対象を中国帰国者の子女だけでなく，ニューカマーの児童全体に拡大してほしい。

京都市教育委員会が作成した「帰国・外国人児童生徒受入れの手引き」の内容は素晴らしいものなので，これを誰もが手に入れ理解できるよう，周知を徹底するべきだ。

日本語指導をボランティアだけで対応しているのは，学習・進学ということ

から考えれば不十分だと思うので、日本語指導ボランティアと担任の先生との連携を行うとともに、より多様な教育のあり方について検討してほしい。

韓国で行っているように、各自治体で有能な先生方をピックアップして、様々な文化的背景を持つ子どもとその保護者が一緒に自宅のインターネット上で学ぶことができるホームページを立ち上げてはどうか。

多文化共生教育や人権教育を、継続的に、かつ長期的な視点を持って行っていける仕組みを整えてほしい。

人権教育担当教員の負担を軽減するためにも、多文化共生教育コーディネーターが必要で、そうした人材を育成していくことが必要である。

外国人が子育てについて気軽に相談できる、先生ではない相談役が各区にいればいい。

学校と地域をつなぐものとして、様々な文化的背景を持つ子どもとその保護者及び地域の人々が自由に集える場所をつくり、多文化共生教育のうち学校で取り組めないものについては、多文化共生教育コーディネーターと調整しながら社会教育の中で対応してはどうか。

京都市では、民族学校への補助金の給付、市内公立学校における民族学級の設置、日本語指導の必要な児童・生徒に対する日本語指導ボランティアの派遣等をはじめ、外国籍あるいは外国にルーツを持つ児童・生徒に対する教育支援を行っています。しかしながら、民族学校をはじめとする外国人学校と公立学校・私立学校との間には依然として格差が存在し、また、新たに定住する外国人児童・生徒は、日本語での学習や進路について課題があり、今後、より充実した教育支援が必要となっています。

こうしたことから、次の提言を行います。

提言

京都に新たに定住する外国人（ニューカマー）の子どもや、日本人との国際結婚による子ども（ダブルの子ども）の増加等の状況の変化を踏まえて、日本国籍を持ちながら外国にルーツを持つ児童・生徒の課題に的確に対応することや、日本語指導が必要な児童・生徒への学習面や進路面での支援を充実することなどを含め、京都市立学校外国人教育方針の改訂あるいは追加を行うこと。

定期健康診断や健康保全のための取組など、民族学校を含む外国人学校の児童が健康で、安全に教育を受けられる環境整備を支援すること。

国際理解教育の授業や課外活動などの様々な機会を効果的に活用し、すべての児童・生徒が多様な文化や言葉を学ぶ機会や場の拡充に努めること。

学校における外国籍等の児童・生徒に対する教育支援や、すべての児童・生徒の多文化共生についての理解を促進するため、コーディネーターやモデル校の活用など今後の多文化共生教育のあり方の研究を進めるとともに、教職員に対する情報提供や研修の充実など、各学校における実施体制の充実に努めること。

3 京都市国際化推進プラン（仮称）に対する京都市外国籍市民施策懇話会からの意見

< 全般的事項 >

本市においては、ダブルの子ども（国際結婚による両親の子ども）や、日本国籍を取得した人（及びその子孫）などが多く存在することから、すべての施策を検討するに当たっては、国籍が外国である人だけでなく、外国にルーツを持つすべての人を対象に含むこと。また、「外国籍市民」という言葉についても、国籍が外国である人以外も含まれることがわかるよう必要な補足を行うか、より適切な言葉への置換えなどを検討すること。

外国人の人権については、国際人権規約や児童の権利に関する条約、人種差別撤廃条約などの国際条約によって定められており、本プランにおいてそれらの条約の理念と内容を市の施策に生かして行くことを明らかにすること。

外国籍市民（日本国籍を持った者や無国籍の者を含む。以下同じ）の置かれる状況は、戦前から在住している在日韓国・朝鮮籍の市民や、新たに来日し定住している市民など、多様であるため、それぞれの歴史的経過や抱える課題などを正確に理解し、それらを踏まえてそれぞれの特性に対応した必要な施策の検討や実施に努めること。

< 情報提供・相談について >

京都で生活するに当たってのオリエンテーションの実施や、生活を支援するボランティアバンクの設置など、新たに京都で在住する外国籍市民をサポートするための取組を充実させること。

現在、国際交流会館で行われているような相談事業や日本語教室などの施策が、外国籍市民の身近な生活圏である市内の様々な地域においても行われるよう努めること。

< 教育について >

「京都市立学校外国人教育方針」は、策定から相当年数が経っており、その間、新たに京都に定住する外国籍児童の増加、外国籍から日本国籍への移行の増加、ダブルの子どもたちの増加などの環境変化が起こっているため、それぞれの児童・生徒の抱えている課題を改めて正確に把握したうえで、その改定ないし補足を検討すること。

民族学校をはじめとする外国人学校の支援や、公立学校に在籍する外国籍児童・生徒やダブルの子どもに対する学習機会の提供など、外国にルーツを持つ児童・生徒が、その国の文化や言葉を学ぶ機会や場の拡充に努めること。また、こうした機会や場を活用し、市民の多文化共生や国際理解の促進をより一層図ること。

民族学校をはじめとする外国人学校と、市立学校の交流を一層促進するなど、児童・生徒の相互理解の促進に努めること。

< 留学生・就学生の支援について >

今後、留学生の増加が見込まれる状況を踏まえ、住宅問題への対応や、留学生と市民の交流の場の拡大など、留学生の生活支援や交流促進に努めること。

言葉の問題や生活上の問題を抱える就学生が安心して勉学に励むことができるよう、生活支援の在り方について検討すること。

< 市政・社会参画について >

外国籍市民の市管理職への登用や、審議会委員に外国籍市民が就任可能であることの周知の徹底、外国籍市民の参政権の検討など、外国籍市民の市政参画の一層の促進に努めること。

母国の文化や言語を紹介する「多文化共生大使」や、新たに京都に定住する外国籍市民に対するサポーターとしての登用など、外国籍市民の知識や能力を活用する仕組みについて検討すること。

< 推進体制・その他について >

プランが着実に実行されるよう、行政の各セクションや窓口、学校、企業、NPOなど、それぞれの機関が果たすべき役割を明確にするとともに、各機関が効果的に連携、協力して取り組みが推進できるよう、ネットワークの強化に努めること。

プランや組織の名称に「多文化共生」などの文言を含めるなど、今後、外国籍市民施策、あるいは多文化共生施策に一層力を入れることを明らかにすること。

市民の外国籍市民に対する理解を深め、同じ市民として共に生きる意識を育てるため、啓発の促進や、交流機会の拡充に努めること。

4 委員の感想

水野直樹座長

懇話会の委員・座長を2期4年務めてきましたが、委員のみなさんが熱心に議論をしてくださったおかげで座長を務めることができました。特に外国籍の委員のみなさんは、さまざまな体験と思いを持っておられるからでしょう、活発に発言をされました。司会役の私としては、発言が多少長くなっても、できるだけ意見を出していただくのがよいと考えましたので、毎回、会議時間を延長することになってしまいました。

この報告書は、懇話会での議論をもとにまとめられていますが、すべての意見が反映されているわけではありません。外国籍市民が京都市民として暮らしていくために、また京都市民が外国籍市民と共に暮らしていくために必要な提言が報告書の中心となっています。

自治体財政に限界はあることは承知していますが、多くの人びとの知恵と力を借りながら、一つひとつ実現することができるなら、京都市はもっともっと素晴らしいまちになると信じています。

井戸洋委員

日本の在住外国人施策が、先進諸外国に比べ立ち遅れているのは明らかです。入国管理などの取り締まり施策と、生活や教育などの福祉施策がごちゃ混ぜになり、中央官庁には排他的な考え方も根強く残っているように思います。この懇話会には、在住外国人の方々が置かれた環境と改善すべき問題点が、系統的に報告されています。「何が足りないか、どこが誤解されているか」が、かなりの程度まで明らかになってきました。私自身は出席も少なく、お力にはなれませんでした。課題集約に当たった委員の皆様方と京都市のご努力に敬意を表します。懇話会の提言を、市の施策に生かすだけでなく、他の自治体に発信して、国への提言・要請として、外国人施策を転換させるために役立てて頂けたらと、願っています。

高田光治委員

今年度の懇話会では、「多文化共生のための地域づくり」、「京都市国際化推進プラン（仮称）に対する意見」、「教育に関する問題」について審議や提言が行われましたが、外国籍や外国に文化的ルーツを持つ市民がコミュニティに受け入れられ安心して生活できる環境が整えられれば、「多文化が共生する街として地域も多大な恩恵をうける」との共通理解がさらに広がればと思います。

地域のよき理解者としての市民、活動を支えるNPOや行政、それをつなぐコーディネーターや制度など、懇話会の提言を通じて少しずつ整っていくことを期待します。

また、今年度も教育委員会など関係先の方々にも出席いただき、現状や課題の理解が深まり、充実した審議の時間を持つことができたと思います。

私自身の理解が深まる多くのご意見をお聞かせいただいた懇話会のメンバーのみなさん、事務局、教育委員会のみなさまにも改めてお礼申し上げます。

朴実委員

この数年間、外国籍市民を取り巻く状況は著しく変化しています。日本社会が「少子高齢化」の中にあって、必然的に外国人労働者を受け入れざるを得ません。現在、京都市では外国籍市民の約6割はオールドカマーと呼ばれる韓国・朝鮮籍者ですが、隣の滋賀県では南米出身者が多数を占めています。やがて京都市とその周辺地域も、いわゆるニューカマーと呼ばれる新渡日者が多数を占めるようになると思われます。これから日本の外国人問題は多岐多様にならざるを得ませんが、問題の本質は一つだと思います。要するに、日本社会が外国人を受け入れるのに寛容な社会にならなくてはなりません。誤った「単一民族思考」から「多民族思考」に変換しなくてはなりません。私が提言してきました「多文化共生社会を！」そのための拠点となる施設を実現していきたいと思います。

リリアン・テルミ・ハタノ委員

ニューカマーの子どもが京都市内公立学校への受入れ態勢には、ここ数年進歩が見られる。だが、高校進学特別枠の対象を「帰国者」以外にも拡大するなどのさらなる改善の余地もある。すべての子どものあらゆる可能性を開花させるための制度改善を期待したい。

また、子どもたちの背景の多様性が尊重される環境づくりの必要性を痛感している。その象徴が、民族名を学校現場で名乗られるような環境づくりだ。多様な名前の受容は、多文化共生社会の成熟度を測るバロメーターともいえる。今後は、外国籍の保護者を対象に、子どもに日本名以外の名前を教え、使うように促すキャンペーンも始めたい。

成大盛委員

外国籍市民の生活諸条件の実態を明らかにし、人間としての尊厳が保持できる方向での改善策を具体的に提議しなければならぬと思いました。特にオールドカマー、ニューカマー、留学生など、それぞれ区分けして考えなくてはならないと痛感しました。また成人だけではなく彼らの子女達について格別な配慮が必要であり、日本国籍を取得した人たちに対しても考えなければならぬと思いました。

多文化共生社会実現のためには、英語特化教育だけでなくアジア系言語文化特化教育を、日本小中高学校でやるところがあっても良いと思います。

孫美幸委員

<多様な文化背景をもつ人々をつなげる仕組みづくりへ>

多文化背景をもつ人々に関わる各委員の報告から、毎回多くの刺激を受けた。留学生、女性、地域など多様な内容であったが、「人と人をどうつなぐか」「情報やサービスを最大限に活用するには」など、模索している点は共通していた。その点からも、私自身が実践してきた多文化共生教育におけるコーディネーターの重要性や、さらに現在の活動を整理、研究しながら発展させる必要性を感じた。また、多文化背景をもつ人々が暮らしやすいように、教育以外の分野でも、人と人、行政、地域、NGOなどをつないでいくコーディネーターの育成や実践に関わりたいという新たな目標設定ができた。懇話会の運営スタッフや各委員の皆様へ感謝したい。

劉仙姫委員

私は4年間外国籍市民施策懇話会の委員として、国際結婚によって京都に定住するようになった外国人女性の観点から、様々な提言を行ってきました。外国人女性の日本社会における社会化及び子育て問題は地方自治的次元で十分改善の余地があると思います。私の経験や考えに基づく提言が生かされれば幸いに存じます。特に、こどもみらい館がさらに実用的な国際コミュニティの場として活用されることを願います。その理由は、国際交流センターが留学生向けの活動を中心に行っているのに対し、外国人母親向けの活動を行っているところがないからです。こどもみらい館はこれまで子育てのための支援活動を主にやってきましたが、今後は国際化に向けた支援活動も加えるべきだと思います。

ちゅう英明委員

二年前の春からこの会を通じて、初めて留学生のために有意義な事が解決できる場として努力を尽きました。特に留学生の日常生活を精神的な支えとなれる「京都留学生体育祭」や生活の基となる収入源の「アルバイト」の紹介に向けて、この二年間は自分の思いを込めて、この二つの意見を述べ、みんなに理解してもらい、自分の課題として一生懸命取り掛かりました。

特に、京都市のご協力の下、「京都留学生体育祭」を無事二年続けて成功させました。今では多くの留学生の年一度の楽しみとなっています。伝統となる行事として今後も続けて行きたいです。たくさんの些細なことが留学生にとっては本当に密着したことで、このように会議に取り上げたことで、関心をさらに高め、多大な協力を得ることができました。本当にこのような特別な経験とこのような特別な会議の場に感謝しております。今後のテーマにも一緒に努力し、最適な解決方法を見つけ出したいです。

趙没名委員

この2年間、他の委員のご意見に耳を傾けながら、親に対する子育ての環境づくりの対策について議論してきました。その中でもとりわけ言語のバリアを取り除くことと、情報提供ツールのことに焦点を絞ることにしました。しかし、この対策は今後どう実践していければよいか、更なる検討が必要です。

懇話会において、他の委員との調和を優先したい心理、他人の専門分野に土足で進入すべからずという自戒が働いたため、みんなの意見に反対のときでも、無言となってしまうことがありました。しかし、今になって、たとえ自分の考えが間違っているとしても、反対意見の存在を他の委員に知ってもらい、そのうえで議論することによってよりよい施策が生まれることもありうると思うのです。

今後同様の機会があるのであれば、子育ての課題についてより実践可能な具体策を提議し、また自分の反省を反映していきたいと考えています。

ハッカライネン・ハヤサキ・ニーナヘレナ委員

外国籍市民に対する施策が少しずつ改善されていることを懇話会への参加を通して証明できたことを嬉しく思います。しかし、たくさんの仕事はまだ残っています。特に外国籍市民が一番困っているのは、情報が手に入りにくいことです。初めての外国人登録の際に、自動的に様々な情報が提供されれば、安心して京都市での生活をスタートできます。京都市長と京都市議員に外国籍市民の生の声を聞いていただきたいです。そのため、外国籍市民と会う機会を作っていただき、直接に悩みを聞き、共にどのように、より暮らしやすい街づくりができるかを話し合っていたきたいです。

京都市外国籍市民施策懇話会設置要綱

(設置)

第1条 本市における外国籍市民の市政への参加を推進し、共に生きる社会を構築するため、外国籍市民に関する諸問題について調査し、又は審議し、本市が取り組むべき課題等について意見を求める機関として、京都市外国籍市民施策懇話会（以下「懇話会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 懇話会は、次の事項について調査し、又は審議し、市長に意見を述べるものとする。

- (1) 外国籍市民施策に関すること。
- (2) その他市長が必要とする事項

(組織)

第3条 懇話会は、委員12名以内をもって組織する。

- 2 委員のうち、7名以内の委員は公募により選出した者を、その他の委員は学識経験者その他市長が適当と認めた者を、それぞれ市長が委嘱する。
- 3 公募により選出する委員は、本市の区域内に居住地を有する外国人登録者から選出することとし、委員の資格及び方法は、総務局長が定める。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。ただし、公募により選出した委員は、1期に限り再任されることができる。
- 6 委員は、特定の国、民族及び地域等の外国籍市民を代表するものではない。

(座長)

第4条 懇話会に座長を置く。

- 2 座長は、委員の互選により定める。
- 3 座長は、懇話会を代表し、会務を総理する。
- 4 座長に事故あるときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、座長が招集する。

- 2 座長は、会議の議長となる。
- 3 懇話会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会議は、公開とする。ただし、懇話会の決定により非公開とすることができる。
- 5 懇話会は、必要に応じて関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は、総務局において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、総務局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成10年7月17日から施行する。

(任期の特例)

2 この要綱の施行以後、最初に委嘱される委員は、第3条第4項の規定にかかわらず、任期は、平成12年3月31日までとする。

(経過措置)

3 第5条第1項の規定にかかわらず、最初の懇話会は、市長が招集する。

附 則

この要綱は、平成14年2月1日から施行する。

京都市外国籍市民施策懇話会第5期委員名簿 (敬称略)

	氏 名	職名又は国籍（出身地）
指名委員	井戸洋（イド・ヒロシ）	京都新聞社論説委員
	高田光治（タカダ・ミツハル）	京都ユースホステル協会ユースホステル部長
	朴実（パク・シル）	東九条マダン実行委員長
	リリアン・テルミ・ハタノ	甲南女子大学助教授
	水野直樹（ミズノ・ナオキ）	京都大学人文科学研究所教授
公募委員	成大盛（ソン・テソン）	[韓国・朝鮮]
	孫美幸（ソン・ミヘン）	
	劉仙姫（ユウ・ソンヒ）	
	ちゅう英明（チュウ・エイメイ）	[中国]
	趙没名（チョウ・メイミン）	
	ムッサ・アダマ・デンベレ	[マリ]
	ハッカライネン・ハヤサキ・ニーナヘレナ	[フィンランド]

は座長， は女性委員

任期は平成18年4月1日から平成20年3月31日までの2年間

指名委員は市長が適当と認めた者を委嘱

公募選出委員は外国籍市民から公募により選出

京都市外国籍市民施策懇話会
2007（平成 19）年度報告書

2008（平成 20）年 3 月発行

京都市外国籍市民施策懇話会
事務局：京都市総務局国際化推進室
〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る
上本能寺前町 488 番地
TEL075-222-3072 FAX075-222-3055